

株式交換に係る事後開示書面
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 190 条に
定める書面)

2026 年 6 月 30 日

シナネンホールディングス株式会社

E スマートエナジー株式会社

2026年6月30日

株式交換に係る事後開示書面

東京都品川区東品川一丁目39番20号
シナネンホールディングス株式会社
代表取締役 中込 太郎

東京都品川区東品川一丁目39番20号
Eスマートエナジー株式会社
代表取締役 西川 拓

シナネンホールディングス株式会社（以下「シナネンホールディングス」といいます。）及びEスマートエナジー株式会社（以下「Eスマートエナジー」といいます。）は、2026年5月29日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、シナネンホールディングスを株式交換完全親会社、Eスマートエナジーを株式交換完全子会社、効力発生日を2026年6月30日とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号及び第801条第3項第3号並びに会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1 株式交換が効力を生じた日
2026年6月30日

2 株式交換完全子会社における次に掲げる事項

- (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過
会社法第784条の2の規定による本株式交換の差止請求を行った株主はありませんでした。
- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
Eスマートエナジーは、会社法第785条第3項の規定に基づく通知を行いました。同条第1項の規定に基づく株式の買取請求を行った株主はありませんでした。
- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3 株式交換完全親会社における次に掲げる事項

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過
シナネンホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
シナネンホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 6 月 9 日付で電子公告を行いました。なお、シナネンホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
該当事項はありません。
- 4 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
普通株式 1000 株
- 5 その他株式交換に関する重要な事項
- (1) シナネンホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をシナネンホールディングスに通知した同社の株主はおりませんでした。
 - (2) シナネンホールディングスは、本株式交換により、基準時の E スマートエナジーの株主に対して、その所有する E スマートエナジーの普通株式 1 株につきシナネンホールディングスの普通株式 28 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、シナネンホールディングスが割当交付した普通株式の合計は 28,000 株であり、そのすべてをシナネンホールディングスが保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
 - (3) 本株式交換に伴い増加したシナネンホールディングスの資本金及び準備金は、以下のとおりです。
 - ① 資本金の額：0 円
 - ② 資本準備金の額：0 円
 - ③ 利益準備金の額：0 円
 - ④ その他資本剰余金の額：会社計算規則に定める株主資本等変動額から、資本金及び資本準備金の増加額の合計額を控除した額

以上